

「第1回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」

議事録

平成28年9月6日(火)
14:00～15:00
整備振興会3階会議室

1. 開会及び資料確認

【事務局】

定刻となりましたので、只今より、「第1回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を開催致します。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事をしております、鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、私が努めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、過半数を超える構成員のご出席をいただいておりますので、宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第14項の規定に基づき、適正に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては、宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第13項において「協議会は原則として公開とする。」旨規定されておりますので、報道関係の方々につきましても協議会が終了するまで入室は可と致します。

ただし、カメラやビデオ撮影については冒頭のみ撮影とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

～ 報道関係の方々の撮影あり ～

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

資料1 運輸審議会発表案件（報道発表）及び答申書

資料2 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（報道発表）

資料3 宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）

資料4 特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について

資料5 特定地域計画の認可基準について（公示）

資料6 特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

以上の資料をご用意しております。資料に不足等ございましたら、事務局にお申し出願います。よろしいでしょうか。

次に、本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところではありますが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係から本協議会に新たに加入の申出等のありました方々のみ、ご紹介させていただきます。なお、その他の構成員の方々につきましてはお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、新たな構成員の方々をご紹介させていただきます。

設置要綱第4条（3）「労働組合等」の区分として

全国一般栃木地方労働組合 神山 政一 様 でございます。

本日は 奈柄 計治 様に代理出席いただいております。

次に、設置要綱第4条（6）「その他協議会が必要と認める者」の区分として

これまで①「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様、及び②「栃木県警察本部交通部交通指導課長」様にご参画いただいていたところですが、特定地域の指定を踏まえ、

今後作成する地域計画をより一層効果的なものとする観点から「栃木県警察本部交通部総括参事官」として

・交通企画課長 山田 秀夫 様 へと新たに加入いただいております。

また、国土交通省関東運輸局、栃木運輸支局の行政の方々には当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後程、通達等についてご説明頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、今までの準特定地域協議会と新たな特定地域協議会の関係についてご説明致します。配布しております資料4の「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」別紙の「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」のⅡ. 2. (2)において、「当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。」とされております。

また、(3)においては、「準特定地域協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うもの」とされておりますので、後程、設置要綱の改正について、ご協議いただきたいと思います。

それでは議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、会長にお任せ致します。森本会長よろしくお願い致します。

2. 議 事

【森本会長】

それでは、議事に入ります。

本年3月14日に開催いたしました準特定地域の協議会において、特定地域の指定に同意するとの判断に至り、その旨を国土交通大臣に報告致しました。その結果、資料1の報道発表のとおり6月16日の運輸審議会により国土交通大臣あてに「特定地域の指定が適当」である旨の答申書が提出され、資料2の報道発表のとおり「平成28年7月1日から平成31年6月30日まで」の3年間、国土交通大臣から特定地域に指定されたところであります。本日は特定地域の指定後、初の協議会の開催となります。限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようお願い致します。

それではお手元の「議事次第」にしたがって進行させていただきます。

2. (1) 設置要綱の改正

議題(1)『栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の改正について』を事務局より説明をお願い致します。

【事務局】

それでは、資料3「宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱(案)」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。

変更内容については、赤字で示してございますが、まず、本設置要綱の表題につきましては、本年7月より「準特定地域」から「特定地域」に変更になっておりますので、「宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」と改正させていただきます。

第1条以降につきましても同様に「準特定地域」を「特定地域」に改正をしております。

次に第4条（協議会の構成員）につきましては、特定地域の指定期間が「平成31年6月30日」までとなりますので、任期を変更させていただいております。

また、先程ご紹介いたしました「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様及び「同交通指導課長」様につきましては「栃木県警察本部交通部総括参事官交通企画課長」様へと変更するとともに、法第8条第2項に規定されている構成員に沿って改正しております。

更に第5条（協議会の運営）については、当協議会の実態に合わせた形式に改正します。まず第3項ですが、会長の任期を「平成31年6月30日」に変更し、第8項においても同様に事務局長の任期も「平成31年6月30日」に変更しております。

また、第10項の（3）の特定地域計画の作成及び変更を議決する場合について、ガイドラインで示されている「特定地域のモデル要綱」に沿って改正しております。

次に、新たな第11項には、これもモデル要綱に沿って、事業者の区分を規定させていただきました。具体的には①大規模事業者を101両以上、②中規模事業者を100両以下、30両以上、③小規模事業者を29両以下、④個人タクシー事業者の4つの区分としております。

次に新たな第16項では、協議会を開催する余裕がない場合の書面協議を規定しております。従来の要綱は、「新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決」の場合の規定としておりましたが、特定地域において、新規許可や増車は発生しないことから削除します。なお、公定幅運賃については、議論する可能性があることから、引き続き規定しております。

最後になりますが、事務局提案として協議会の下に分科会を設置し、分科会において供給輸送力の削減に向けた検討等をする方が効率的ではないかと考慮し、新たに第6条として分科会の規定を追加させていただきました。なお、本分科会の位置付けですが、

第4項に「分科会で検討した内容は協議会へ報告する」との記載のとおり、分科会の結果を本協議会に報告し、最終的な判断は協議会にて行うこととなります。協議会の議論の効率化を図るための検討機関との位置付けとなります。

以上、設置要綱の改正について、説明させていただきました。

なお、本日欠席の委員の皆様に対しましては、本件に関し事前に委任状及び資料等を送付しており、今日現在まで特に反対の意見等は頂いておりませんことを申し添えます。

以上でございます。

【森本会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正について」ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～委員からの意見無し～

では、事務局から何か追加説明はございますか。

【事務局】

事業者区分について少し説明をいたします。

事業者区分については、地域計画が大企業の意向で決まってしまうよう、中小事業者の意向も決議に反映させるために設けられたものです。

このため、現在車両数 844 両を「3」で割った車両数で分けるところですが、101 両以上の事業者は 1 社のみであり、次の車両規模の多い事業者との乖離があるため、101 両以上を大手事業者として、その車両数を除いた車両数の半数を勘案したところ、事業規模において 30 両以上を中規模事業者、29 両以下を小規模事業者としています。

大規模と中規模の区分については、どこで区分をしたとしても規模の差が明確になるものではないため、分かりやすく 100 両を超える者から大規模事業者としました。

参考までに車両数割合として、101 両以上の大規模事業者の合計車両数は 186 両あり比率としては 22.0%、100 両以下 30 両以上の中規模事業者の合計車両数は 325 両あり 38.5%、29 両以下の小規模事業者の合計車両数は 333 両あり 39.5%となっております。以上でございます。

【森本会長】

ただいま事務局より追加説明がございましたが、皆様の方から何かご意見はございますか。

特段無いようでしたら、設置要綱の改正の内容について議決をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

では議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

【事務局】

それでは議決方法についてご説明致します。

設置要綱の改正の議決につきましては、現行の設置要綱第 5 条第 10 項（2）の規定により議決をとることとなっております。

それでは議決方法を説明致します。

- ①協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ②設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

以上の要件を満たすことが必要となります。以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

それでは説明のありました設置要綱の改正について議決をとりたいと思います。

委員の皆さまの議決を取る前にタクシー事業者関係の合意状況について、事務局から報告をお願い致します。

【事務局】

はい、それでは事務局から報告します。設置要綱に合意する事業者の保有する車両数は、法人、個人の全事業者 817両の内 751両合意、うち個人タクシーは、61両の内、61両合意という事で合意率は91.9%でございます。

タクシー協会に加盟する事業者の保有車両数は、法人、個人の加盟全事業者 817両の内 751両合意、うち個人タクシー61両の内、61両合意という事で同様に、合意率は91.9%であり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となっております。以上でございます。

【森本会長】

ありがとうございました。タクシー事業者関係は9割を超える合意ということですね。
それではその他の委員の皆さま、設置要綱の改正に合意頂ける方は挙手をお願い致します。

～ 委員全員の挙手あり ～

【全国一般栃木地方労働組合 代理人 奈柄計治氏】

労働組合の議決権が一つというお話がございましたが、二つの労働組合が構成員となっている場合、どのようになるのでしょうか。

【事務局】

二つの組合がそれぞれ一つの議決権をもっておりまして、その過半数が必要という事になります。

【森本会長】

他にございませんでしょうか。

ありがとうございました。設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせていただきます。

なお、改正後の設置要綱につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきます。

御協力ありがとうございました。

2. (2) 今後の特定地域協議会の進め方について

【森本会長】

次に、議題（2）『今後の特定地域協議会の進め方について』を事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

それでは、「今後の特定地域協議会の進め方について」をご説明致します。

本協議会では、タクシー事業の適正化及び活性化に引き続き取り組むこととなりますが、特定地域に指定されたことから、当面は特定地域計画を作成するための活性化、適正化の協議が活発になるものと考えております。そこで、これらの協議をするに当たり、先程ご承認頂きました設置要綱第6条の「分科会」を活用し、協議していくことが効率的と考えますので、「分科会の設置」、「構成員の選定」及び「分科会会長の指名」を会長に提案させていただきます。

また、分科会の設置にあわせて分科会における協議の前提となる「供給輸送力の削減目標の設定」を本協議会で決めて頂きたいと思っておりますので、重ねて提案させていただきます。

よろしくお願い致します。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から提案のありました分科会の設置、構成員の選定、分科会会長の指名につきましては、設置要綱第6条第1項から第3項の規定により、協議会の会長である私が判断することになっております。

私としましては、本協議会でタクシー事業の適正化、つまり供給輸送力の削減についての細かい協議をこの場で行うよりも、分科会を設置し、供給輸送力の削減について十分に協議をして頂き、本協議会に報告して頂いた方が効率的であると考えますので分科会を設置することと致します。

次に第2項の分科会の構成員についてですが、分科会での協議の中心が具体的な供給輸送力の削減や、その削減の方法になりますので、第4条(2)「タクシー事業者等」の

区分で参画している委員の皆さまと、(3)「労働組合等」の区分で参画している委員の皆さまに構成して頂きたいと思います。加えて、栃木運輸支局の行政の方にも引き続き分科会において各種データの提供をする等、オブザーバーとしてご出席いただき円滑な審議、議論に御協力頂ければと思っております。

次に第3項の分科会の会長についてですが、是非とも宇都宮タクシー事業者協議会長である濱田様に分科会会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に分科会での協議の前提となる供給輸送力の削減目標の設定ということですが、まずは、削減目標の設定に関する通達等について、オブザーバーの栃木運輸支局より説明をお願い致します。

【栃木運輸支局 栗田首席運輸企画専門官】

栃木運輸支局の栗田です。それでは削減目標設定に関する通達等について、説明させて頂きます。まず、資料4の「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」をご覧ください。7ページ目のⅡ. 3. に協議を行うに当たっての具体的な指針が規定されております。(1) 特定地域計画の作成では、「計画は特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるもの」となっております。また、それ以降には供給輸送力の削減方法等の協議に当たっての考慮すべき点が規定されております。

①では、先ほど承認された事業者の区分に応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるように設定するものとされております。

②では、旧法の施行日(平成21年10月1日)以降に実施した減車・休車の実績を勘案するものとされております。また、なお書きでは旧法以前に実施した減車の実績を含

め設定することも差し支えないとされております。

③では、最低車両数を下回ることがないよう考慮するものとし、下回る場合は営業方法の制限による削減とされています。なお、ここでいう最低車両数は、30両と規定されております。

続きまして、資料5の「特定地域計画の認可基準について」をご覧ください。この基準では特定地域計画を認可するに当たっての方針等が規定されておりますが、2ページ目の2「認可方針」(2)②に特定地域計画には、供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該地域において生じている問題及びそれらの問題を解消するための目標が定められていることが求められております。③には具体的に「削減すべき供給輸送力として、当該地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が別途公示する適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、削減すべき供給輸送力が定められているもの」とされております。

そこで資料6の「特定地域における適正と考えられる車両数について」をご覧ください。この資料6が先程お話ししました公示であります。宇都宮交通圏の適正車両数の上限値が法人タクシー643両、個人タクシーが47両と公示されており、特定地域の指定日である本年7月1日の現有車両数との乖離率は法人タクシーでは23.8%、個人タクシーでは23.0%の乖離となっております。

従いまして、宇都宮交通圏において削減すべき供給輸送力は、最大で法人タクシーが23.8% (200両分)、個人タクシーが23.0% (14両分) となります。

説明は以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

ただいま説明のありましたとおり供給輸送力の削減目標については、資料5の「特定地域計画の認可基準」により、「適正車両数の上限値に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、削減すべき供給輸送力が定められているもの」と規定されており、宇都宮交通圏が特定地域に指定されたことを踏まえると、適正車両数の上限値を目標とすることが適切ではないかと私も考えておりますので、当協議会の供給輸送力の削減目標を適正車両数の上限値、重要なので繰り返しますが、資料6の2ページ目に記載があります法人タクシーで643両、個人タクシーで47両という数値を上限値として設定し、分科会において具体的な協議を行って頂く事を原案にしたいと思いますが、皆さん如何でしょうか。

特段、異論が無いという事でございましたら、当協議会の供給輸送力の削減目標は、「適正車両数の上限値」としたいと思います。

つきましては、資料4のガイドライン通達に「特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。」との規定もあり、私からは是非とも年度末を目安に特定地域計画が作成出来るよう、関係者で取り組んでいただければと思います。

【全国一般栃木地方労働組合 代理人 奈柄計治氏】

年度末という事は、来年3月末までに作成するという事でしょうか。

【森本会長】

あくまで目安にしてみたらどうかというご提案でございます。

なるべく早くという事ですので、少しでも早く特定地域計画が整う事に期待しておりますので一つの目安という事でお話させていただきました。

2. (3) その他

【森本会長】

次に、議題（3）『その他』について、事務局から何かありますか。

【事務局】

特に議題はありませんが、先程、分科会の会長に濱田委員が指名されましたので濱田分科会会長から一言ご挨拶を頂きたいと思います。

【濱田交通(株) 濱田分科会会長】

森本会長から指名を受けました濱田と申します。

突然のご指名で戸惑っておりますが、宇都宮のタクシー事業者協議会会長をやらせて頂いている経緯によるご指名かと思っております。準特定地域の時からあった問題ですが、今後のタクシー業界存続のため、減車だけではなく乗務員の待遇改善等も進めていく必要があります。

栃木県内の活性化のため、来年から DC キャンペーンが始まる予定であります。

宇都宮市が栃木県の窓口として、業界全体が活性化できるよう頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

【森本会長】

濱田分科会会長、どうもありがとうございました。

大変難しい調整をお願いすることになってしまいましたが、是非とも構成員の皆様と十分な議論を重ねて、適切かつ円滑なご提案をいただければと思います。

業界全体の活性化、延いては宇都宮という大きなエリアの活性化が最終目標でありまして、大きな目標に向かって少し痛みが出る改革になりますが、前向きに物事を議論していただければと思います。

以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【事務局】

森本会長、議事進行ありがとうございました。

今後、分科会において適正化及び活性化の検討を行っていくこととなりますので、指名されました委員の皆さまどうぞよろしくお願い致します。

分科会の開催日程につきましては、濱田分科会会長とも調整の上、各委員の皆さまへご案内させていただきます。

また、当協議会につきましては、分科会の進捗状況等を踏まえ、森本会長と今後の開催日程を調整していきたいと思っておりますので重ねてよろしくお願い致します。

以上で「第1回 宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

以上